

お知らせ

「家族経営協定」を
結びませんか

町では、男女共同参画推進の取り組みの一環として、農業経営者の家族経営協定を推進しております。

家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件、就業環境について家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。協定は、普段当たり前に行っていることを文章にするものですが、経営理念や経営方針を共有できるようになり、経営意識の向上にも繋がります。

また、経営のこと以外についても協定をきっかけに話し合い、家事や育児、介護の役割分担を見つめなおす良い機会となります。

「家族経営協定」でお互いに個性と能力を認め合い、より良い農業経営を目指しませんか。

■問い合わせ

産業経済課

☎ 893-1115

お知らせ

「買え買え詐欺」に
ご注意ください

買え買え詐欺では、パンフレットが送られてきた後に、別の会社から「パンフレットが届いていないか」「代わり申し込んでほしい」「名義を貸してほしい」「あなたの名前で買った」などの電話があります。

勧誘の電話を受けた際に長く聞いてしまうと、断るタイミングを失い、電話を切りづらくなりますので、「興味ありません」「お断りします」と言って早めにきっぱりと断りましょう。

業者の話やパンフレットの内容をうのみにせず、お金を支払う前に周囲の人や消費生活センターに相談しましょう。

■問い合わせ

高知県立消費生活センター

☎ 824-0999

産業経済課

☎ 893-1115

お知らせ

河川にごみを
捨てないでください！

何気ないポイ捨てや家庭のごみが河川に捨てられている

ケースが見られます。河川にごみを捨てると…

◆増水時に下流に流されて、下流の住民の皆さんが迷惑します。

◆水質が汚染され、魚類のへい死など生態系に影響を与えます。

◆自然景観を損ないます。ごみを河川などに捨てる行為は「不法投棄」となり、法律で罰せられます。

大切な水と環境を守るため、河川の美化にご協力をお願いします。

■問い合わせ

環境課

☎ 893-1160

お知らせ

野外焼却(野焼き)は
やめましょう

最近、野外焼却(野焼き)についての苦情が多く寄せられています。

一定の基準を満たさない焼却炉でごみを焼却することは法律で禁止されており、家庭から出るごみを畑やドラム缶などで焼却することはできません。

また、ビニールなどを焼却すると、ダイオキシンなどの

健康を害する物質が発生することもあります。

野外焼却は絶対にやめましょう。

ごみはきちんと分別し、各指定収集日に地区内のごみステーションへ出してください。より良い生活環境を築くために、皆さんのご協力をよろしくお願いします。

■問い合わせ

環境課

☎ 893-1160

お知らせ

森林政策課のご紹介

本年4月に森林政策課が新たに創設され、8か月が経過しました。

森林には、木材を生産する機能はもとより、雨水を蓄えて、川へ一気に流れないようにする機能や土砂災害を防止する機能、環境保全機能、生物の生態保全機能など、様々な機能を持っています。いの町は、その区域面積の90%を森林が占めています。森林は適正な管理がなされていないと、多様な機能を十分に発揮することができません。そのため、森林政策課では主に次の業務を実施しています。

①森林の育成に欠かせない間伐や作業道開設などへの支援

②森林計画制度に基づく、市町村森林整備計画の策定や森林経営計画の認定

③森林の伐採や新たに森林の土地を取得された場合の届出に関すること

④環境先進企業との連携による町有林の整備

⑤そのほか森林・林業振興に関するソフト面の業務

現在、森林政策課は、総勢5名の職員で、吾北総合支所の2階で業務を行っています。ご質問・ご要望などございましたら、お気軽に左記までご連絡ください。

■問い合わせ

森林政策課

☎ 867-2322

FAX 867-2337

